宝塚ホテル　宿泊約款

（適用範囲）

第１条　当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する条約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

②当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

（宿泊契約の申込み）

第２条　当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

（1）宿泊者名

（2）宿泊日及び到着予定時刻

（3）宿泊料金（原則として別表①基本宿泊料による。）

（4）その他当ホテルが必要と認める事項

② 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

（宿泊契約の成立等）

第３条　宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

②前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3 日を超えるときは 3 日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。

③申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 17 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払の際に返還します。

④第２項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

（申込金の支払いを要しないこととする特約）

第４条　前条第２項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

②宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第２項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取扱います。

（宿泊契約締結の拒否）

第５条　当ホテルは次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

（1）宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

（2）満室により客室に余裕がないとき。

（3）宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

（4）宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第７７号）による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）であるとき。

（5）宿泊しようとする者が、暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団員又はその構成員であるとき。
（6）宿泊しようとする者が、暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。
（7）宿泊しようとする者が、従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
（8）宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
（9）天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
（10）宿泊しようとする者が、他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
（11）宿泊しようとする者が、泥酔等により、又は著しく不潔な身体又は服装をしているため、他のお客様に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。

（宿泊客の契約解除権）

第６条　宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

②当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第３条第２項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、次に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第４条第１項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

なお、団体客（15 名以上のものをいう。以下同じ。）の一部について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の 10 日前の日（その日より後に当ホテルが宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日）における宿泊人数の 10%にあたる人数（端数が出た場合には切り上げる。）については、違約金はいただきません。

（1）一般客　※別表②

イ　宿泊日前日に解除した場合

宿泊者１人につきその宿泊第１日目の基本宿泊料の 20%

ロ　宿泊日当日に解除した場合

宿泊者１人につきその宿泊第１日目の基本宿泊料の 80%

（2）団体客　※別表②

イ　宿泊日の 9 日前の日から宿泊日の 2 日前の日までに解除した場合

宿泊者１人につきその宿泊第１日目の基本宿泊料の 10%

ロ　宿泊日前日に解除した場合

宿泊者１人につきその宿泊第１日目の基本宿泊料の 20%

ハ　宿泊日当日に解除した場合

宿泊者１人につきその宿泊第１日目の基本宿泊料の 80%

③当ホテルは宿泊客が連絡しないで宿泊日当日の午後 10 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を２時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当ホテルの契約解除権）

第７条　当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

（1）宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

（2）宿泊客が、暴力団等であるとき
（3）宿泊客が、暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又は構成員であるとき。
（4）宿泊客が、暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。
（5）宿泊客が、従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
（6）宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき。
（7）天災等不可抗力に気韻する事由により宿泊させることができないとき。
（8）宿泊客が、他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
（9）宿泊客が、泥酔等により、又は著しく不潔な身体又は服装をしているため、他のお客様に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
（10）室内での火器類の使用、消防用設備等に対するいたずら、その他ホテルが定める利用規則の事項を守らないとき。
②当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。
（宿泊の登録）
第 8 条　宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
（1）　宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
（2）　外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
（3）　出発日及び出発予定時刻
（4）　その他当ホテルが必要と認める事項
②外国人の宿泊客に対しまして、当ホテルは旅券の呈示を求め、写しを保存いたします。
③宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます
（客室の使用時間）
第 9 条　宿泊客が当ホテルの客室を使用出来る時間は、午後 2 時から翌日午前 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
②当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し上げます。
（1）　午後 3 時まで　室料の 30%
（2）　午後 6 時まで　室料の 50%
（3）　午後 6 時すぎ　室料の全額
（利用規則の遵守）
第 10 条　宿泊客は、当ホテルにおいては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。
（料金の支払い）
第 11 条　宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表①に掲げるところによります。
②前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求したとき、当ホテルのフロントにおいて行っていただきます。

③当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

（当ホテルの責任）

第１２条　当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。

ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、その限りではありません。

②当ホテルは、消防機関から防火優良認定証を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

（契約した客室が提供できないときの取扱い）

第１３条　当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

②　当ホテルは前項の規定にかかわらずほかの宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

（寄託物等の取扱い）

第１４条　宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。

②宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を補償します。

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

第１５条　宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了承したときに限って責任をもって保管します。

②宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合は保管し、その後最寄りの警察署への届け出又は処分します。

③前２項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第１項の場合にあっては前条第１項の規定に、前項の場合にあっては同条第２項の規定に準じるものとします。

（駐車の責任）

第１６条　宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

（宿泊客の責任）

第１７条　宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

当ホテルの客室は全室禁煙です。客室内で煙草臭が確認されるなど、客室での喫煙が判明した場合、消臭作業や寝具、カーテン、壁紙クリーニング・補修などにかかる費用、およびそれらの補修等のために当該客室を販売できないことによる損害を営業補償として請求させていただきます。

別表①　宿泊料金等の内訳（第２条第１項および第１１条第１項関係）

	項目	内訳
宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料（室料）
		②サービス料（①×１０％）
	追加料金	③飲食料（又は追加飲食料）及びその他の利用料金
		④サービス料（③×１０％）
	税金	イ、消費税

別表②　違約金

契約を解除の通知を受けた日 契約申し込み人数		不泊	当日	前日	9 日前	20 日前
一般	14 名まで	100%	80%	20%	―	―
団体	15 名～99 名	100%	80%	20%	10%	―
	100 名以上	100%	100%	80%	20%	10%

備考

１、%は基本宿泊料に対する違約金の比率です。

２、契約日数が短縮した場合には、その短縮日数にかかわりなく１日分（初日）の違約金を収受します。

利用規則

ホテルの公共性と安全性を確保し、かつ快適にご滞在いただくため、当ホテルをご利用のお客様には宿泊約款第 10 条にもとづいて、下記の規則をおまもりいただくようになっております。この規則で定められた事項をおまもりいただけないときは、宿泊約款第 7 条により、
やむを得ずご宿泊またはホテル内の諸施設のご利用をお断り申しあげ、かつ第 17 条により
責任をお取りいただくこともございますので特にご留意くださいますようお願い申しあげます。

記

（火災予防上おまもりいただきたい事項について）
（1）ホテル内に暖房用、炊事用などの火器や、アイロンなどを持ち込みご使用にならないでください。
（2）客室階は全て禁煙でございますので喫煙なさらないでください。
（3）その他、火災の原因となるような行為をなさらないでください。
（保安上おまもりいただきたい事項について）
（4）ご滞在中、お部屋から出られます際は、施錠をご確認ください。
（5）ご在室中や、特にご就寝の際は必ずドアの内鍵とドアチェーンをお掛けください。来訪者があったときは、不用意に開扉なされず、必ずドアスコープでご確認ください。万一、不審者と思われる場合は、お電話でフロントへご連絡ください。
（6）ご訪問客と客室内での面会はご遠慮ください。
（お支払いについて）
（7）ご宿泊の際、ご到着時にお預り金を申し受けることがございますのでご了承ください。
（8）ご宿泊中、ご請求申しあげます場合はご面倒ながらその都度お支払いください。
（9）お部屋から館外へ電話をお掛けになる場合、施設使用料を加算させていただいておりますので、ご了承ください。
（貴重品、お預り品のお取扱いについて）
（10）ご滞在中の現金、貴重品は客室内備え付けの貴重品ボックスをご利用いただきますようお願い申しあげます。
（11）お忘れ物、遺失物の処置は法令にもとづいてお取扱いさせていただきます。
（12）お預り物の保管期間は、原則として下記の通りお取扱いさせていただきます。

クロークルームでのお預り物	7 日
お預りのお洗濯物	6 ヶ月

（おやめいただきたい行為について）
（13）ホテル内に他のお客様のご迷惑になるようなものをお持ち込みにならないでください。
（ア）犬、猫、小鳥その他の動物、ペット類（介助犬を除く）
（イ）不潔なもの、悪臭を発するもの
（ウ）はなはだしく多量な物品
（エ）火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの
（オ）適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類など
（14）ホテル内で賭博や風紀、治安を乱すような行為をなさらないでください。
（15）高声、放歌や喧噪な行為、またテレビやラジオの音量を大きくするなど、その他で、他人に嫌悪感を与えたり迷惑を掛けたりなさらないでください。
（16）ホテル内の施設、備品を目的以外の用途に使用なさらないでください。

（17）ホテルの建築物や設備に異物を取り付けたり現状を変更するような加工をなさらないでください。
（18）ホテルの外観を損なうような物を窓側に陳列なさらないでください。
（19）客室やロビーを事務所、営業所など宿泊以外の目的でご使用にならないでください。
（20）ホテル内で、他のお客様に広告、宣伝物を配布したり物品の販売をなさらないでください。
（21）外来者を室内に入れ、客室内の設備、備品などを使用させないでください。
（22）廊下やロビーに所持品を放置なさらないでください。
（23）ホテル外から、飲食物の出前をお取りにならないでください。